

議事要旨(2) 無形資産専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より無形資産専門委員会において検討された論点整理の文案について、ディスカッション・ポイントで示された2つの事項及び前回の審議におけるディスカッション・ポイントで示された3つの事項を中心に説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

■ 無形資産の認識に関して

・企業が外部から個別に買入れた場合、通常は無形資産としての認識に必要なすべての条件を満たすことになるものと考えられるとしているが、取得の対価が公正価値であることを前提としていると考えられるため、公正価値とは考えられない場合も踏まえて表現を検討すべきとの指摘があった。これに対して事務局より、指摘を踏まえ表現を検討したい旨の回答があった。

・認識後、無形資産の定義を充足しなくなった場合、もしくは認識要件のいずれかを満たさないこととなった場合には、その時点で当該無形資産の認識を中止することになるとする考え方が示されているが、減損で対応できるものであり、認識の中止については言及しなくてもよいとの指摘があった。これに対して事務局より、指摘を踏まえ、また、認識の中止プロジェクト等との関連も考慮し、再検討する旨の回答があった。

・自己創設無形資産について、IAS 第38号と同様の個別に無形資産から排除する項目の定めを置くことが考えられるとしているが、自己創設のれんの排除についても記載すべきとの指摘があった。これに対して事務局より、論点整理で提案する無形資産の定義が識別可能性を含めているため、自己創設のれんは定義で除外されることを踏まえている旨の回答があった。

■ 償却しない無形資産に関して

・耐用年数を確定できない無形資産について、償却しないという方向性しか示されていないが、論点整理であり、また、経営者が不適切な裁定を働かせることも懸念される会計処理であることも踏まえ、償却することも併せて両論を示した方がよいのではないかとの指摘があった。これに対して事務局より、コンバージェンスの観点を踏まえた方向性を示しているが、指摘された考え方があることへの言及を含め、表現を検討する旨の回答があった。

・耐用年数を確定できない無形資産の減損について、固定資産の減損会計に係る我が国の会計基準と国際的な会計基準との相違にも言及しているが、減損は固定資産全体に係る問題であり、論点整理で減損にまで言及する必要はないのではないかとの指摘があった。これに対して事務局より、耐用年数を確定できない無形資産に対して毎年減損テストを行う取扱いとする方向性を示しており、減損会計についても何らかの見直しが必要と考えられるためそのような記載も含めている旨の回答があった。

・通常の企業経営が行われる限りにおいて、正味キャッシュ・インフローを伴う期間に予見可能な限度がないなどの耐用年数を確定できない無形資産の追加的な規準を定める考え方を示しているが、正味キャッシュ・インフローが少なくなった場合でも償却しなくてよいと判

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

断されるおそれがあるため、適切な要件を検討すべきとの指摘があった。これに対して事務局より、コンバージェンスの観点から IAS 第 38 号の設例の内容と整合すると考えられる規準として示したもののだが、指摘を踏まえて検討する旨の回答があった。

■ 繰延資産に関して

・繰延資産の中に、今後は無形資産として資産計上できるものが具体的にあるのか確認があった。これに対して事務局より、具体的な資産を示すことは困難であるので、無形資産の定義及び認識要件を充足するものは無形資産として認識することになるという考え方を示している旨の回答があった。

・繰延資産が廃止されても、関連する法律改正がない限り、別記事業の取扱いは残るのか確認があった。これに対して事務局より、別記事業の取扱いについては言及していない旨の回答があった。

以 上